

別表第一 沖繩振興開発金融公庫の項の前に次のように加える。

沖繩科学技術大学院大学学園  
沖繩科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号）

（独立行政法人等の保有する個人情報に関する法律の一部改正）  
第十七条 独立行政法人等の保有する個人情報に関する法律（平成十五年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

別表 沖繩振興開発金融公庫の項の前に次のように加える。

沖繩科学技術大学院大学学園  
沖繩科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号）

（研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部改正）  
第十八条 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一号を次のように改める。

一 削除

（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正）  
第十九条 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第一号中「第百五十五条」を「第百五十六条」に改める。

附則第五十五条を附則第五十六条とし、附則第五十四条の次に次の一条を加える。  
（沖繩科学技術大学院大学学園法の一部改正）  
第百五十五条 沖繩科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

附則第六条から第八条までを次のように改める。

第六条から第八条まで 削除

（独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）  
第二十条 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第六条」を「第六条の二」に改める。

第二章中第六条の次に次の一条を加える。  
（沖繩科学技術大学院大学学園法の一部改正）  
第六条の二 沖繩科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

附則第三項第七項中「事業年度」の下に「終了後」を加え、「業務の実績については」を「通則法第三十二条第一項各号に掲げる事項の評価については、同日において機構の中期目標の期間（通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間をいう。第十二項において同じ。）が終了したものである」として「に改め、評価を」を削り、「第三十二条第三項」を「第三十二条第二項」に改め、「及び勧告」を削り、同条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第八項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第七項の次に次の三項を加える。

第十項を削り、同条第八項を同条第十一項とし、同条第七項の次に次の三項を加える。

8 通則法第三十二条第二項の規定による報告書の提出及び同条第三項の規定による公表については、学園が従前の例により行うものとする。この場合において、通則法第三十三条第一号中「中期目標（中期目標の期間の最後の事業年度にあつては、次の中期目標）を達成するために必要な限度において、業務運営の改善に関し独立行政法人」とあるのは、「業務運営の改善に関し沖繩科学技術大学院大学学園」とする。

9 通則法第十二条第一項に規定する評価委員会（以下この項において単に「評価委員会」という。）は、第七項の規定により学園が従前の例により受ける通則法第三十二条第一項各号に掲げる事項の評価に際し、内閣総理大臣に対し、業務運営の改善に関し学園が当面講ずべき措置について、必要な勧告をすることができ、この場合において、評価委員会は、遅滞なく、当該勧告の内容を公表しなければならない。

10 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告を受けた場合には、学園に対し、業務運営の改善に関し学園が当面講ずべき措置について、必要な勧告をすることができ、

（公文書等の管理に関する法律の一部改正）  
第二十一条 公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一 沖繩振興開発金融公庫の項の前に次のように加える。

沖繩科学技術大学院大学学園  
沖繩科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号）

（調整規定）  
第二十二条 この法律の公布の日が、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五号）の公布の日である場合には、附則第十九条の規定の適用については同条中「第百五十五条」とあるのは「第百五十四条」と、「第百五十六条」とあるのは「第百五十五条」と、「第百五十五条」とあるのは「第百五十四条」と、同法附則第十八条の規定の適用については同条中「第百五十四条」とあるのは「第百五十五条」と、「第百五十五条」とあるのは「第百五十六条」とする。

内閣総理大臣臨時代理  
國務大臣 河村 建夫  
総務大臣 佐藤 勉  
法務大臣 森 英介  
文部科学大臣 塩谷 立  
厚生労働大臣 舛添 要一

住民基本台帳法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽  
園事行為臨時代行名  
平成二十一年七月十五日

内閣総理大臣 麻生 太郎

法律第七十七号  
住民基本台帳法の一部を改正する法律

住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 雑則（第三十一条―第四十一条）」を「第四章の三 外国人住民に関する特例（第三十条の四―第三十条の五十一）」に改める。

第五十条中「に規定する」を「及び第三十条の四十五の規定により記載をすべきものとされる」に改める。

第八条中「この法律」を「第四章若しくは第四章の三」に改める。

第十九条に次の一項を加える。

4 第一項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、住所地の市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である本籍地の市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。ただし、総務省令で定めるところは、この限りでない。

第二十一条中「この章」の下に「及び第四章の三」を加え、「行なう」を「行」に改める。

第二十四条第一項中「この条」の下に「及び第三十条の四十六」を加える。

第二十四条第二項の見出し「届出」を「転入届」に改め、同条第一項中「付記転出届」を「転出届」に改め、次いで、当該届出に係る書面に政令で定める事項が付記されたものを削り、次いで、総務省令で定めるところにより、その者の住民基本台帳カードを添えて行われるものをいう。以下「この条」をいう。以下この条及び第三十条の四十四第五項に改め、同条第二項中「世帯主に係る付記転出届」を「世帯主に関する転出届」に改め、同条第三項中「世帯主に係る付記転出届」を「世帯主に関する転出届」に改め、同条第三項中の書面に政令で定める事項が付記されたものをいう。以下この条において「届出」を削り、同条第三項中「に係る付記転出届」を「に係る転出届」に、「世帯主に係る付記転出届」を「転出届」に改める。

第二十五条中「第二十二条から第二十四条まで」を「第二十二条第一項及び第二十三条」に改める。

第二十六条中「この法律」を「この章又は第四章の三」に改める。

第二十七条第一項中「この法律」を「この章又は第四章の三」に改め、同条第二項中「第二十二條から第二十四条まで及び第二十五条」を「この章又は第四章の三」に改める。

第二十八条中「この法律」を「この章又は第四章の三」に、「附記する」を「付記する」に改める。

第二十八条の二及び第二十八條の三中「この法律」を「この章又は第四章の三」に改める。

第二十九条及び第二十九條の二中「この法律」を「この章又は第四章の三」に、「附記する」を「付記する」に改める。

第三十条中「この法律」を「この章又は第四章の三」に改める。

第三十条の四十四の見出しを削り、同条第一項中「市町村長」の下に「以下この条において「住所」地市町村長」という語を加え、「及び住民票コード」を削り、「記録された住民票」を「以下この条において「カード」記載事項」という語が記載され、かつ、当該住民票に記載された住民票コードを記録された半導体集積回路（半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十一年法律第四十三号）第二條第一項に規定する半導体集積回路をいう。）が組み込まれた「に改め、同条第二項中「その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長」を「住所地市町村長」に改め、同条第三項中「市町村長」を「住所地市町村長」に改め、同条第八項を同条第十二項とし、同条第七項中「ものほか」の下に「住民基本台帳カードの有効期間」を加え、及び第二項の交付申請書に記載した事項につき異動があつた場合」及び「に関する事項」を削り、同項を同条第十一項とし、同条第六項中「転出をする場合その他の」を「当該住民基本台帳カードの有効期間が満了した場合その他の」に、「当該住民基本台帳カードを交付した市町村長」を「住所地市町村長」に改め、同項を同条第十項とし、同条第五項中「当該住民基本台帳カードを交付した市町村長」を「住所地市町村長」に改め、同項を同条第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9 住民基本台帳カードは、住民基本台帳カードの有効期間が満了した場合その他政令で定める場合には、その効力を失う。

第三十条の四十四第四項の次に次の三項を加える。

5 住民基本台帳カードの交付を受けている者は、最初の転入届をする場合には、当該最初の転入届と同時に、当該住民基本台帳カードを市町村長に提出しなければならない。

6 前項の規定により住民基本台帳カードの提出を受けた市町村長は、当該住民基本台帳カードについて、カード記載事項の変更その他当該市町村長において当該住民基本台帳カードの適切な利用を確保するために必要な措置を講じ、これを返還しなければならない。

7 第五項の場合を除くほか、住民基本台帳カードの交付を受けている者は、カード記載事項に変更があつたときは、その変更があつた日から十四日以内に、その旨を住所地市町村長に届け出て、当該住民基本台帳カードに変更に係る事項の記載を受けなければならない。

第四章の二の次に次の一章を加える。

第四項の三 外国人住民に関する特例  
 (外国人住民に係る住民票の記載事項の特例)

第三十条の四十五 日本国籍を有しない者のうち次の表の上欄に掲げるものであつて市町村の区域内に住所を有するもの（以下「外国人住民」という。）に係る住民票には、第七條の規定にかかわらず、同条各号（第五号、第六号及び第九号を除く。）に掲げる事項（国籍等（国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）以下この章において「入管法」という。）第二條第五号に規定する地域をいう。以下同じ。）、外国人住民となつた年月日（外国人住民が同表の上欄に掲げる者となつた年月日又は住民となつた年月日のうち、いずれか遅い年月日をいう。以下同じ。）及び同表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項について記載をする。

中长期在留者（入管法第十九條の三に規定する中长期在留者をいう。以下この表において同じ。）	一 中长期在留者である旨 二 入管法第十九條の三に規定する在留カード（総務省令で定める場合にあつては、総務省令で定める書類）に記載されている在留資格、在留期間及び在留期間の満了の日並びに在留カードの番号
特別永住者（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法（平成三年法律第七十一号）以下この章において「入管特別法」という。）に規定する特別永住者をいう。以下この表において同じ。）	一 特別永住者である旨 二 入管特別法第七條第一項に規定する特別永住者証明書に記載されている特別永住者証明書の番号
一時庇護許可者（入管法第十八條の二第一項の許可を受けた者をいう。以下この表及び次条において同じ。）、又は仮滞在許可者（入管法第六十條の二の四第一項の許可を受けた者をいう。以下この表において同じ。）、	一 一時庇護許可者又は仮滞在許可者である旨 二 入管法第十八條の二第四項に規定する上陸期間又は入管法第六十條の二の四第二項に規定する仮滞在許可書に記載されている仮滞在期間

出生による経過滞滞者（国内において出生した日本国籍を有しない者のうち入管法第二十二條の二第一項の規定により在留することができないものをいう。以下この表及び次条において同じ。）、又は国籍喪失による経過滞滞者（日本国籍を失つた者のうち同項の規定により在留することができないものをいう。以下この表及び次条において同じ。）

出生による経過滞滞者（国内において出生した日本国籍を有しない者のうち入管法第二十二條の二第一項の規定により在留することができないものをいう。以下この表及び次条において同じ。）、又は国籍喪失による経過滞滞者（日本国籍を失つた者のうち同項の規定により在留することができないものをいう。以下この表及び次条において同じ。）	出生による経過滞滞者又は国籍喪失による経過滞滞者である旨
---	------------------------------

(中长期在留者等が住所を定めた場合の転入届の特例)

第三十条の四十六 前条の表の上欄に掲げる者（出生による経過滞滞者又は国籍喪失による経過滞滞者を除く。以下この表及び次条において「中长期在留者等」という。）が国外から転入をした場合これに準ずる場合として総務省令で定める場合を含む。には、当該中长期在留者等は、第二十二條の規定にかかわらず、転入をした日から十四日以内に、同条第一項第一号、第二号及び第五号に掲げる事項、出生の年月日、男女の別、国籍等、外国人住民となつた年月日並びに同表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項を市町村長に届け出なければならない。この場合において、当該中长期在留者等は、市町村長に対し、同表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下欄に規定する在留カード、特別永住者証明書又は仮滞在許可書（一時庇護許可者にあつては、入管法第十八條の二第三項に規定する一時庇護許可書）を提示しなければならない。